

霧島市こども計画（案）のパブリックコメントの結果について

●お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方について

番号	該当箇所 (ページ)	ご意見(概略)	意見に対する市の考え方
1	81	危険な通学路について、市で把握している情報と整備計画を公開して欲しい。	学路の点検は、各学校がPTAと連携して実施しており、地区ごとに通学路安全マップを作成し、市ホームページに掲載しています。 学校から市教育委員会に要望のあった改善要望箇所については、警察、学校関係者、道路管理者(国土交通省・鹿児島県・霧島市)と情報を共有した上で合同点検を実施し、対策を検討しています。なお、検討した通学路の合同点検結果及び対策内容等は、市ホームページに掲載しています。
	82	現状、保育所、児童クラブと関係機関との連携は、きわめて不十分であり、この分断状況の解消(ネットワーク化)が喫緊の課題である。	82ページ「(施策2)関係機関との連携及び相談体制の充実」に掲載のとおり、県や関係機関との連携を図ります。
	104	学校の長期休みや休校日など、児童の多くが昼間のほとんどもを児童クラブで生活しているため、「放課後」の名称は相応しくない。	ご意見のとおり「放課後児童クラブ」は学校の長期休暇や休校日等も利用されており、利用の範囲は「放課後」に限ったことではありません。そのため、本計画では取組名は「放課後児童対策」としていますが、その内容で「放課後等」として学校の長期休暇や休校日も含めた取組を行っていくこととしています。 なお、「放課後児童対策」という文言については、夏季休業期間中等の開所支援などを含む国の対策パッケージで用いられていることから広く認識されているものとして使用しているところであり、その変更については国の動向等を踏まえ適切に判断します。
		増加する不登校児童の居場所として、育て欲しい能力(非認知能力)の発達支援(健全育成)等こども支援の拠点として、児童クラブの機能強化を図るべきだと考える。	放課後児童クラブは保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童の学習や生活の場として利用されているものであり、不登校児の利用に関し、通常児童が学校に通っている時間帯の利用については現時点で具体的な想定をしていないところですが本市の現状、国の動向等を注視しつつ、今後、様々な観点から検討します。なお、現在でも不登校児童が放課後や学校の休校日等、他の児童と同様に利用することは可能であり、実際に不登校児童の受入れを行っているクラブもあるところです。
		このまま出生数の減少が続けば、10年後の日本の出生数が約30万人、鹿児島県では2千人を割り込むことになる。行政は、そのことを十分認識し、危機感をもってほしい。	ご意見として承ります。
2	116	国分・隼人地区の表では5年かけて園児数の見込みが減り、待機もなくなっていく様子が分かるが、確保の内容に、状況によっては保育施設の新設、増設を検討すると書かれていることに違和感がある。 これから利用園児数が減っていく予測から考えても、これ以上の施設の増設は必要ないと思われるし、これから園児数が減っていくことで、既存の保育施設間の園児、保育士等の過度な獲得競争や利用児の保育環境(集団保育に必要な人数の確保や個別クラスの維持運営など)の悪化や、施設の経営状況の悪化による保育サービスの低下が懸念されることから、なおさら新規増設は不要だと考える。	国分・隼人地区全域及び福山小学校区では、園児数が減少傾向にあります。令和7・8年度においては不足が見込まれているところです。そのため、まずは既存施設の定員拡大などの対応策を講じ、その上で必要が生じた場合に保育施設等の新設、増設等を検討します。
3		発育と発達に関する基礎知識(乳幼時期の発育と発達)を、義務教育である中学校の保健体育の授業の中に取り入れてみてはどうか。	中学校1年時の保健体育に心身の発達と心の健康という単元があり、体の発育・発達について学習しています。 その学習では、体のことだけでなく、心の発達についても、知的機能、情意機能、社会性などの働きが関わり合って成り立っていることを学んでいます。 また、性との向き合い方や性情報への対処の仕方、大人からの自立や友達とのつきあい方、自己形成についても学んでいます。 このように、保健体育の学習内容には発育と発達に関連する内容が含まれていますので、引き続き基礎知識を学ぶための授業の充実に努めます。

霧島市こども計画（案）のパブリックコメントの結果について

●お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方について

番号	該当箇所 (ページ)	ご意見(概略)	意見に対する市の考え方
4	78	「こどもの権利」とせず、「こども・若者の権利」としたのはなぜか。 「内容」欄にあるように、こどもの権利に関して広報・啓発を行ったりこどもの権利の認知向上に努めることや、この計画策定の趣旨から考えると、いわゆる子どもの権利条約にもとづいた「こどもの権利」について広く市民に知ってもらうことが、この計画の大事な目的の一つではないかと想像できる。しかし、「こども・若者の権利」とすると、その目的が曖昧になり、こどもが権利を持つ主体であることや、こどもならではの権利があることなど、知ってもらいたい「こどもの権利」が見えにくくなるのではと感じる。 施策によっては「若者」も含まれることはわかり、「若者」の権利も等しく大切だが、この施策で「こどもの権利」に関する広報・啓発をし、認知向上に努めていくというのであれば、そこはきちんと分けたほうがよいのではないか。	本計画の「こども・若者の権利」については、こども大綱を踏まえ、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することの重要性に鑑み、基本方針の一つとして定めており、それぞれの視点のもと施策を推進します。なお、施策1取組①については、「こどもの権利」の広報・啓発に取り組むため、「こども・若者の権利の普及啓発」の「若者」の文言を削除し、「こどもの権利の普及啓発」に修正します。
5		この計画の策定についても、こどもからの声を聴く機会をつくったのか。	本計画の6～8ページ「計画の策定体制」に掲載のとおり、各種アンケート調査及びワークショップを開催し、こども・若者からの意見聴取を行いました。
	71 (10)	市が実施している事業の認知度を高めるため、ターゲット層を明確にし、周知方法等を検討して欲しい。	市が実施している各種事業については、広報誌やホームページをはじめ、アプリやガイドブックなど様々な媒体を活用して周知を図っています。今後も引き続き、対象者に合った周知に努めます。
	79	ヤングケアラーについては、普及啓発、関係機関との連携等について、もう一歩踏み込んだ具体的な施策が必要ではないか。	ヤングケアラーの把握と支援には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修等の効果的な実施を検討します。
	95	食育の推進は、学校給食による食育も重要であると考え。保育所、家庭、の他に追記するべきではないか。また、給食の食する時間にも余裕があるべきだと思うがその点についても検討してほしい。	ご意見のとおり、学校給食による食育も重要であると認識しています。95ページ(施策3)「食育の推進」における取組①「保育所等での食育推進」を「教育・保育施設等での食育推進」に変更します。 給食時間については、多くの小学校で45分、中学校で30分設定されています。食べる時間の確保は大変重要だと考えます。その点から、学校では準備・片付けの時間を工夫し、できるだけ短縮することで食べる時間の確保に努めております。今後も決められた時間の中で食事のマナーなどを含め、食に関する指導を行います。
6	59・95	食育の推進について、まず、「早寝、早起き、朝ごはん」という啓発が難しい家庭も多く、また、なぜ早く寝ないといけないのか、保護者の理解も少ない。これを目指した学校からの記録提出もあるが、面倒なだけで適当に書いて提出すると思われ、改善には繋がらない。早く寝なさい！という押しつけにも繋がる。日本体育大学の野井慎吾教授の提唱する「光(日中光を多く浴びる)、暗闇(睡眠前はできるだけ明かりを暗くする)、外遊び」であれば、働く時間が変則的な家庭でも、心がけや、努力することができる。また、外遊びは5感を刺激するため、発達の成長にも大きく影響すると、野井氏の研究でもエビデンスが出ており、発達障害の原因対策にも効果的であるため、変更して取り組んでほしい。	「早寝、早起き、朝ごはん」の推進について、様々な家庭環境に配慮した取組を関係機関と検討します。
	60	地域で子育てを応援する環境づくりについて、行政サービスだけではなく、自治会やこども会などに子育てを応援いただく啓発、アイデア集め(地域住民とのワークショップ)、地域が実行するための支援(相談、補助金など)が必要ではないか。また、地域課題は総じて保護者など、大人側の原因も多く、社会教育(特に道徳心、多様性の理解、食や子育て、対話)の必要性を強く感じる。困り事が出来からの対策や予防の為の相談窓口という受け身ではなく、積極的な社会教育を行ってほしい。	子育て支援は、行政だけでなく、社会全体での後押しが必要と考えます。関係団体や地域とも連携を図るとともに、課題の整理・解決に努めながら、施策(取組)を推進します。

霧島市子ども計画（案）のパブリックコメントの結果について

●お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方について

番号	該当箇所 (ページ)	ご意見(概略)	意見に対する市の考え方
6	105	データ集計について、ギガスクールによりタブレットを持った子どもたちから、意見は集めやすいはず。他にも工夫することで、声なき声まで集められるよう最善をつくしてほしい。	効果的な手法により、データの集計及び意見の集約に努めます。
	78	霧島子どもみらいサミットでの内容だけでは、意見を聴いたことになりえない。人数、回数、テーマの少なさ、声の掘り下げ、分析、施策へどう活かしたかが充分でない。回数を増やし、テーマをみんなから集め、市内の様々な場所で開催してほしい。また、大人や高齢者のオブザーバー参加を行い、広く知られるようにしなければならないと考える。意見、提案は、ホームページなどの受け身だけでなく、拾いにいく取り組みが必要であり、また、意見を聴くだけでなく、意見がどのように検討され、反映されたかも周知してほしい。	「霧島子どもみらいサミット」の開催については、意見表明機会の1つと捉えています。開催方法等につきましては十分に検討し、実施したいと考えています。 また、子ども・若者の意見表明の機会の創出については、様々な手法を検討するとともに、出された意見に対してのフィードバックにも努めます。
	104	子どもの居場所づくりについて、子ども食堂や、地域食堂、居場所づくりをしている民間へ支援と連携を図りながら進めてほしい。	子どもの悩みや困りごとを受け止め寄り添ってくれる居場所やフリースクールなどは必要と考えています。 子ども食堂等、子どもの居場所としての役割を担う民間団体等の状況の把握に努め、連携して実施できることを検討します。
		不登校の子ども等への支援について、内容がこれまでとほとんど変わっておらず、増加する不登校数の対策にはどのくらい効果があるのかわからないまま施策とするのは改善になっていない。また、学校側の原因や、家庭の原因も大きくあるので、その対策として教育委員会やPTA、保護者との計画策定を進めていただきたい。子どもの権利にも関わり、国連からの勧告があるとおり、学校内での点数評価や順位評価、校則なども検討が必要。また、点数では測れない見えない力(コミュニケーション、表現、道徳心など)も重視した教育基本法の全文や目的に沿った教育体制を望む。このような施策を実現するには、学校だけではリソース(人、もの)が足りず、また、制度の改革などに時間もかかるので、いま困っている子どもたちを早急に救うべく、民間の居場所やフリースクールを活用できる支援を進めてほしい。	不登校児童生徒を支援をする際、不登校の背景にある要因を把握し、適切な支援につなげるアセスメントの視点が重要であると考えます。不登校の要因は「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、遊び、非行」「友人関係をめぐる問題」等、多岐にわたっており、特定することが容易ではありません。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身の認識には、ずれが生じることもあり、何より、不登校児童生徒の考えや意見を聴き、その思いに寄り添うことが大切と考えます。 また、不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも豊かな人生を送れるように社会的自立を果たすことです。ご指摘のとおりコミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付けるための指導体制や指導力の向上、身近な人に相談できる環境整備が重要だと考えています。そのためにも、学校、教育支援センター、スクールカウンセラー等が連携・協力をし、集団生活への適応指導や学習支援、体験活動等の充実に努めます。
	142	推進体制について、PDCAサイクルに係る会議メンバーが少ないこと、評価項目が少ないこと、対象の市民がわからないまま進んでいることが問題だと感じる。公式LINEやアプリを推進して、1人でも多くの市民に周知し、意見を集め、改善して進めることで、より市民の理解や協力を得ることができると考える。	計画の推進及び進行管理にあたっては、関係課と連携のもと、毎年、施策に定めた取組の進捗状況を把握した上で、子ども・子育て支援に関する有識者等で構成される「子ども・子育て会議」において検証を行います。併せて、市民への周知及び意見も聴取し、改善・見直しを行いながら、成果指標(目標値)の達成に向けて取り組みます。
7	104	霧島市でも小中学生の不登校や引きこもり、自傷行為が増え続ける中、相談場所、第三の居場所、フリースクール等が必要になってきていると感じている。 第三の居場所やフリースクール等への助成金や補助金制度を検討してほしい。また、第三の居場所やフリースクール等と教育委員会との意見交換会等、情報交換ができる機会をつくってほしい。 補助金等は、教育委員会や学校と意見交換や施設の視察等を経て、子どもへの支援ができていないと判断された施設に行えば不正等も防げる。または、子どもへ助成して、子どもが行ける場所を選ぶかたちでも良い。	子どもたちが安心して過ごすことができる学校・家庭以外の居場所の必要性は増しており、教育部門と福祉部門との連携だけでなく官民一体となった取組が必要と考えています。まずは、現状を把握し、子どもが安心して過ごせる場のあり方の方向性や内容について検討したいと考えています。 また、子どもの抱える問題が複雑化・多様化している中で、教員の専門性だけで全ての問題に対応することが、子どもの利益の保障や達成につながるとは必ずしも言えない状況になりつつあります。 そのような中で、ニーズのある子どもに、必要な支援を持続的に提供するためには、民間施設等に加えて、従来からある地域住民による公民館活動など様々な地縁団体等からなる地域社会と学校が連携・協働することが重要であると考えています。地域と学校が目標を共有して、双方向の連携・協働ができるよう検討したいと考えています。 また、フリースクールへの助成金や補助金については、国、県、他市町村の動向を情報収集します。